

## 学校職域組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規程

(目的)

第1条 生活協同組合コープながの(以下、「当生協」という。)の組合員及びその家族が、当生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めると共に、利用代金支払いに関しても以下のとおりに定めます。

(利用できる事業の範囲)

第2条 組合員は、当生協が実施する全ての事業、協力店を利用することができます。

(利用限度額)

第3条 組合員の共同購入の1ヶ月あたりの利用限度額を20万円(税別)とします。ただし、共同購入を除く協力店や商社代行等の利用限度額についてはこの限りではない。

(支払方法)

第4条 組合員のうち県費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与控除(法定外控除)払いとします。ただし、給与から控除できない場合は口座振替とします。また、県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、原則として口座振替とします。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとします。

(支払回数)

第5条 支払回数は、原則として1回払いとします。ただし、当生協の了解を得た場合は分割で支払うことができます。

(分割払い)

第6条 分割で支払う場合は、最高分割払い回数は22回とします。  
2. ボーナス(賞与)月として、6月と12月の支払いは別途設定することができます。

(債権譲渡の承諾)

第7条 組合員は、協力店にて利用した代金が、当生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとします。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第8条 組合員及びその家族は、換金や転売等の当生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(支払義務)

第9条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、当生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとします。

2. ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとします。
3. 利用代金が所定の期日を越えてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、当生協は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができるものとします。
4. 当生協を窓口とする団体契約及び団体扱い、集金扱いの保険料が、所定の期日を超えて入金されないときは、保険会社の約款を適用して手続きを行なうものとします。

(期限の利益の喪失)

第10条 組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、当生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

第11条 本規程第6条(分割払い)による分割での支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は当生協に留保されるものとします。

(事業の利用停止)

第12条 本規程第8条(換金、転売等の目的外利用)の事実が認められた場合、その他当生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、当生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができます。

2. 本規程第9条(支払義務)第1項の定めに違反する場合には、当生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができます。

(事業の利用停止の解除)

第13条 本規程第12条(事業の利用停止)に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したとき当生協は、諸般の事情を検討した上で、事業の利用の停止を解除することができます。

(請求金額の確認)

第14条 組合員は、請求金額の確認を、毎月の始めに発行する控除(振替)明細書にて行うものとします。

2. 組合員は、控除(振替)明細書に疑義のある場合は遅滞なく当生協に申し出るものとします。

(遅延損害金)

第15条 本規程第9条(支払義務)第3項に定める遅延損害金の率は、年率10%の割合を適用し請求します。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第16条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

(連帯保証人及び返済計画書)

第17条 本規程第4条(支払方法)、第5条(支払回数)、第6条(分割払い)、第9条(支払義務)に定める支払い方法を履行できないと当生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

(除名)

第18条 この規程にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条(除名)の定めにより総代会の議決によって除名することができます。

(協議解決)

第19条 この規程に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と当生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(合意管轄)

第20条 この規程に関わる一切の訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(周知)

第21条 この規程は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとします。

- ①組合員への配付(機関紙等)
- ②ホームページへの記載
- ③事務所での掲示
- ④その他の当生協が定める適切な方法

(本規程の変更)

第22条 当生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他当生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規程を変更することができます。

2. 第1項の場合、当生協は、この規程を変更する旨、変更後の規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとします。
3. この規程の改廃は、専務理事が行います。

附則

この規程は、2019年12月13日制定、2020年3月21日から施行します。

この規程は、2019年12月18日より一部改定します。